

高根沢町公告第 19 号

高根沢町図書館等に係る指定管理者の募集

高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年高根沢町条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により、指定管理者になろうとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和 7 年 7 月 1 日

高根沢町長 神 林 秀 治



1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

① 高根沢町図書館・公民館

名 称	所在地
高根沢町図書館	高根沢町大字宝積寺 1220 番地 2
高根沢町公民館	

② 仁井田ふれあい広場

名 称	所在地
高根沢町図書館仁井田分館	高根沢町大字平田 2012 番地 2
高根沢町仁井田地区コミュニティセンター	
高根沢町仁井田体育館	

③ 上高根沢ふれあいセンター

名 称	所在地
高根沢町図書館上高根沢分館	高根沢町大字上高根沢 2180 番地
高根沢町上高根沢地区コミュニティセンター	

(2) 設置の目的

① 高根沢町図書館・高根沢町図書館仁井田分館・高根沢町図書館上高根沢分館

図書館法の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。

② 高根沢町公民館

社会教育法第24条の規定に基づき、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。

③ 高根沢町仁井田地区コミュニティセンター

地域住民の連帯意識を高めながら、健康で文化的な地域社会づくりに寄与する。

④ 高根沢町仁井田体育館

スポーツの普及振興を図り、あわせて健康増進と地域住民の連帯意識高揚の場とする。

⑤ 高根沢町上高根沢地区コミュニティセンター

地域住民の連帯意識を高めながら、健康で文化的な地域社会づくりに寄与する。

2 申請受付期間

公告の日から令和7（2025）年7月25日（金）15時まで（必着）

（受付は平日8時30分から17時15分まで（最終日を除く））

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日まで（5年間）

4 申請の資格

高根沢町図書館・公民館、仁井田ふれあい広場、上高根沢ふれあいセンター 指定管理者募集要項に記載のとおり。

5 選定の基準

高根沢町図書館・公民館、仁井田ふれあい広場、上高根沢ふれあいセンター 指定管理者選定要領に記載のとおり。

6 管理の基準及び業務の範囲

高根沢町図書館・公民館、仁井田ふれあい広場、上高根沢ふれあいセンター 指定管理者管理運営仕様書に記載のとおり。

7 担当部局

（1） 指定管理者選定委員会事務局

高根沢町総務課

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409

E-mail:kanzai@town.takanezwa.tochigi.jp

(2) 指定施設所管課

高根沢町生涯学習課

〒329-1217 栃木県塩谷郡高根沢町大字太田746番地3

TEL 028-675-3175 FAX 028-675-3173

E-mail:syougai@town.takanezwa.tochigi.jp

8 その他

募集要項等は、高根沢町のホームページからダウンロードできる。

[https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyosei/biz/shiteikanri/
2026takanezawa-library.html](https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyosei/biz/shiteikanri/2026takanezawa-library.html)